

## 平成29年度 京都市立西陵中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

本校の学校教育目標である「正しく、仲よく、逞しく」生きる生徒づくりがいじめ防止の基本と考えている。そこでこの目標を達成するために集団規律を守る公正性と学校生活を通しての協調性や社会性、人間関係構築に相応しいコミュニケーション能力を「生きる力」として獲得させることを目指している。この「生きる力」が非社会的、反社会的ないじめの防止、反いじめに向けた生徒の態度や行動に繋がるものであると捉えている。学校教育目標の実現への具体的な実践、具現化のさらなる推進により「一人一人を徹底的に大切にす」人間の尊重の精神の構築を目指すものである。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ防止対策委員会の設置

##### ア 委員会名 「いじめ・不登校対策委員会」

上記委員会と下の小委員会で組織する。

- 「補導部会」 いじめ対策に主な機能を果たす。

##### イ 構成員（職名又は校務分掌）

- いじめ・不登校対策委員会

管理職（校長、教頭）、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、生徒会主任、部活指導主任、学校安全主任、保健主事、教育相談主任  
教務主任

- 補導部会

管理職（校長・教頭）、生徒指導部長、補導主任、各学年補導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、（各学年主任）

##### ウ 開催時期

- いじめ・不登校対策委員会 月1回

- 補導部会委員会 週1回 定例。非常時に開催することを妨げない。

## エ 委員会として取り組む内容

○いじめ・不登校対策委員会・補導部会

- ・発生しいじめ事案の報告と今後の事案の未然防止への対策及びその共通理解。
- ・保健室やスクールカウンセラーからの現状把握と対応について協議する。ケースによっては児童相談所、警察機関、市教委への報告と協議。
- ・いじめ加害者と被害者への情報聴取とその指導のあり方を協議。両保護者への情報提供と指導についての理解と協力の依頼。

### (2) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・いじめ・不登校対策委員会と補導部会で議論された内容を、いじめ問題が発生した場合に学校として組織的対応で臨めるよう全体研修を実施する。
- ・学級活動や授業において活動に生徒一人一人が参加でき、生徒に居場所のある教育実践ができるよう各学年においても定期的な情報共有と研修を行う。

## イ 研修の時期

- ・全体研修会を年に3回。
- ・学年研修会を月1回

### 3 基本的施策

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止

##### ア 授業改善

- ・教材や教具を研究し、生徒にわかる授業を行う。基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。言語活動型Gー学習による授業づくりを通して、幅広い表現力を育成することで、お互いの意見を交流できる場を作る。また、意見交流することで、色々な考えがあることを知り、認めあえる関係を作る。

##### イ 道徳教育

- ・道徳の授業だけでなく、教育活動全体を通じて、人を大切にし、尊重できる生徒の育成をめざす。
- ・学年や生徒の実態に応じた教材や資料をもとに学習を展開し、集団の一員としての自覚や態度、能力を培う。

##### ウ 体験活動

- ・ファイナンスパーク学習やチャレンジ体験など様々な体験活動を通し、自分の将来展望を考えさせるとともに、「他者とのかかわりの中で自分はどうすべきか」ということを考えさせる中で、身近にいる仲間と協力する態度を身につけさせることを通し、他者を大切にし思いやりを持てる態度を養う。

##### エ 生徒が自主的に行う活動

- ・生徒会や教職員とのつながりを実感できる「あいさつ運動」を中心とした生徒会活動や、生徒会が中心となった主体的・自発的な活動を重視・支援するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につながる指導を進める。

##### オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会で見え、生徒に周知し、生徒自らが規範意識について考え行動実践できる力を育てる。そのために西京支部生徒会会議での研鑽を生徒会活動へ反映させることや、京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

##### カ 保護者の啓発

- ・いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。家庭連絡や家庭訪問を密に行い、家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・家庭教育学級や地域生徒指導連絡協議会など、家庭・地域を巻き込んだ研修会を開催し、地域全体の意識の向上に努める。

##### キ その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を教職員が共有し、その情報を分析し速やかに対応する。
- ・ 情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。日常の行動を振り返り、意識的・積極的に活用していく。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・ クラスマネージメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）、いじめに関するアンケートを複数回、教育相談前に事前のアンケートを実施し、その都度、学年や学級ごとに内容を確認し生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

#### (イ) 教育相談の実施

- ・ 5・6月と10月に教育相談を設定し、積極的な相談活動を実施する。事前アンケートの結果を把握し、生徒を観察し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。
- ・ 事前アンケートについてはスクールカウンセラーとも連携し本校生徒の課題や問題について適切に実施できるように検討し実施する。

### ウ その他

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

## 4 いじめが起こったときの措置

### (1) 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### (2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### (3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・京都市教育委員会・京都府警察本部と連携し「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

- ・いじめの事実の確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 関係機関との連携

### ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・いじめ問題に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。また、平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

### イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・生徒指導研修会</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎会</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式後の保護者説明</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・職員会議 「学校いじめ防止基本方針」</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法講話</li> <li>・家庭訪問週間</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・いじめに関するアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問週間</li> <li>・教育相談</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（4回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒総会</li> <li>・土曜参観</li> <li>・部活動保護者会</li> <li>・非行防止教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスマネージメントシート (1回目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日参観</li> <li>・PTA総会</li> <li>・部活動保護者会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> <li>・ケータイ教室（予定）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修会</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>			
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（4回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西陵祭・文化の部 体育の部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・西陵祭・文化の部 体育の部</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（4回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・いじめに関するアンケート</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（4回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談（3年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・クラスマネージメントシート (2回目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・個人懇談（3年）</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> <li>・人権学習</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>			
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（4回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>			
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補導部会（3回）</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生を送る会</li> </ul>		